

変更の理由書

【変更の具体的理由】

○ 3・6・53号 揖屋馬潟線

当該路線は、橋梁部の詳細設計を実施してきたところである。その設計による橋梁計画高について、概略設計時と比較して変更が生じた結果、橋梁部の前後に一部盛土法面が発生することとなった。当該法面について、道路管理上の観点から道路区域に含めた方が好ましいと判断したことから、新たに該当部分を道路区域に追加するもの。